

平成29年第3回定例会議案審査特別委員会会議録

平成29年9月11日 午前10時04分 開 会

出席委員

委員長	加 固 豊 治
副委員長	宮 嶋 謙
委員	藤 井 裕 一
委員	矢 口 龍 人
委員	小座野 定 信
委員	鈴木 良 道
委員	佐 藤 文 雄
委員	小松崎 誠
委員	古 橋 智 樹
委員	田 谷 文 子
委員	岡 崎 勉
委員	川 村 成 二
委員	来 栖 丈 治
委員	設 楽 健 夫
委員	櫻 井 繁 行

欠席委員

出席説明者

出席書記名

議会事務局	齋 藤 邦 彦
議会事務局	檜 山 宏 美

議 事 日 程

平成29年9月11日（月曜日）午前10時04分 開 会

1. 開 会
2. 会議に付した事件
 - (1) 正副委員長互選について
 - (2) 審査予定表（案）について
 - (3) 請願第1号の審査について

開 会 午前10時04分

○鈴木良道臨時委員長

それでは、改めまして、おはようございます。

これより、私が委員長が互選される前の間、委員長の職務を行います。よろしくご協力のほどお願いいたします。

ただいまの出席委員数は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

ただいまから、平成29年第3回定例会議案審査特別委員会を開会いたします。

これより、委員長の互選を行います。

委員会条例第9条の規定により、委員長は委員会において互選することになっております。

これより、委員長の候補者につきまして、ご意見等をお願いいたします。

古橋委員。

○古橋智樹委員

ぜひ、加固豊治委員にお願いできればと思います。

○鈴木良道臨時委員長

今、古橋委員から、加固委員を委員長にというご意見がございました。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木良道臨時委員長

それでは、加固委員、お願いいたします。

それでは、交代いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時06分

○加固豊治委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

おはようございます。

ただいま、古橋委員より推薦いただきまして、皆さんのお力になれるよう頑張りますので、ひとつご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、副委員長の互選を行います。

委員会条例第9条の規定により、副委員長は委員会において互選することになっております。

これより、副委員長の候補者につきましてご意見等をお伺いいたします。
どなたか、ご推挙いただけますでしょうか。

〔「委員長一任」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加固豊治委員長

ただいま、委員長一任とのご意見がございましたので、副委員長に宮嶋委員を指名いたします。
お諮りいたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加固豊治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、副委員長に宮嶋委員が当選されました。

それでは、審査予定表（案）をお配りいたします。

予定表（案）の配布をお願いします。

〔審査予定表（案）配布〕

○加固豊治委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前 10 時 07 分

再 開 午前 10 時 08 分

○加固豊治委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

配布漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加固豊治委員長

お諮りいたします。

ただいまお手元に配布いたしました予定表（案）のとおり審査を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加固豊治委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

なお、請願第 1 号の審査に当たり、土木部都市整備課所管の議案第 53 号を審査した後、平成 26 年第 1 回定例会において採択いたしました平成 25 年請願第 7 号 向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書の処理経過などについて、執行部から説明を受ける予定でありますことを申し添えます。

続きまして、請願第 1 号 向原土地区画整理事業への支援についての審査に当たり、本委員会に請願者を参考人として出席を求めることにつきまして、ご協議をお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木良道委員

これ、何のために呼ぶんですか。私は必要ないと思いますよ。これ以前に決まったことでしょう。平成 26 年に、全協でやったでしょう。もう決まっているんですよ。だから私は必要ないと思いますの

で、これは皆さんでご協議願います。

○加固豊治委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

議会ではやる、支援するという方向性で、反対はあったけれども賛否で決まったわけだよね。

○加固豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木良道委員

以前はね。

○加固豊治委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

それに、だからこの間、ちょっといいですか、委員長。

○加固豊治委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

議会運営委員会での報告を私はしておりますが、議会運営委員会では承認承知をどうしようという前に、この議会で議決を得たものに対する執行部側の答えが返ってきていないと。いわゆるこの支援をするように議決したことに対して支援をしていないから、また請願が出てきたわけですから、それによって、どうしてかということで質問状を議長名で執行部に出しております。その答えが、まだ執行部から返ってきていないわけですね。

○加固豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木良道委員

ただ私が聞いた話では、向こうの弁護士とこちらの弁護士が協議しているみたいですよ。だから、その結果は出してもいいけれどもですよ。だって、絶対お互いにやって決まっていないのに、参考人を呼んだって仕方がないでしょう。だから私は、参考人は必要ないと思いますよ。私はですよ。皆さんはわからないよ。

○加固豊治委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

議長、あと副議長も同席していましたので、多分執行部には文書が行っていますよね、副議長ね。

○加固豊治委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

はい、要請は。

○加固豊治委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

その答え次第だと思うんですが、議会としての方向性は決まっているので、私も鈴木委員が言うと

おりに、今、参考人招致をしなくても、もう一つ方向を出したものに対して途中で態度を変えるといったことも、これ議会としてもあり得ないことでしょうか、必要もないのではないかなと思います。

○加固豊治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

請願というか、この支援策を要望するという向原土地区画整理組合のメンバーについて、意見を述べたいという要望があるんですか。まず、それを確認したいと思うんですね。

○加固豊治委員長

それでは、この協議に対しまして、紹介議員であります古橋委員からご意見を賜りたいと思います。よろしいでしょうか。

古橋委員。

○古橋智樹委員

平成 25 年の向原土地区画整理組合の請願第 7 号についてですが、本採択された過去についての採択の実現ということですので、特段の説明は組合としてはないということでございます。

○加固豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木良道委員

特段の説明がなければ、参考人を呼んでも仕方がないでしょうよ。

○加固豊治委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

何もないということではないです。趣旨は、請願書に記載している内容としてお願いしているわけでございます。

○加固豊治委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

そういうことであれば、取り下げてもらったほうがいいんじゃないですかね。審議する必要はないんじゃないですか。私はいちばん重要なのは、採択された平成 26 年から現在に至るまでの経過というものがあると思うんですよ。何で行政側がきちっと、その請願の趣旨にのっとった処置をしていないのかなと。さっき小座野委員がおっしゃったように、やはり行政側で、何でこんな状態に陥っているのか。私はそれをきちっと示して、当然それまでの計画云々について行政側と組合側のやりとりがあったんでしょから、それを明らかにした上でないと。何か今おっしゃるように、平成 26 年の採択でされているんだから。そのままということであれば、審議する必要がないんじゃないですか、と私は思います。

○加固豊治委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

今、そういう矢口委員のご意見もごもっともなんですけれども、やはり議会として決議を終えた責任がありますし、当然、その議会が発した決議に対して執行部がどのような処置をとってきたかということで、執行部側に決議に対して、どうしてやっていないかということでの執行部に対する質問状、

議運の賛否といいますか、賛成多数で執行部に議長の意見をもとに送ったというところであります。

だから、今、参考人を呼んで話を聞くのも一つなんですけれども、議会としては、この1回決議した時点で参考人の言い分を飲んで正しいということが多かったので、決議をして、執行部でちゃんと補助してあげなさいよという方向性をつけたわけです。その方向性に対して執行部が何の答えも出さなくて、今まで何年間もほっぽらかしにきたものですから、やはり議会としては、まず参考人をもし呼ぶのであれば、その前に、なぜ今まで議会の決議をもとに執行部は補助をしていないのですかというところから入るのが本来ではないかなと思うところであります。いかがでしょう、皆さん。

○加固豊治委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

私が先ほど特段ないと言ったことは、請願書の趣旨に、さらに特段に加えることはないということで申しあげましたので、もちろん組合として皆さんが出席を求めるのであれば、もちろん用意はしてございますので、皆さんにご判断いただければと思います。

○加固豊治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

求めるのではなくて、陳述というか、それをしたいのかを聞いているわけですよ。それが問題でしょうよ。

(請願書について発言する者あり)

○佐藤文雄委員

あともう一つは、これは前議会の議員のメンバーなんだよね。新しい議員のメンバーでは、全く審議もしていないんですよ。だから支援策という、そういうことを改めて、請願を受けとめるということではできると思いますよ。前回との継続ではないという、そういう意味では、新しい委員のメンバーだから。新しいんですよ。新しい議会の議員の皆さんね。ですから、この問題はこの問題として、確認する必要はあると思うんですよ。

○加固豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木良道委員

先ほど申しあげましたとおり、弁護士さんが入って、相手の弁護士とこちらの弁護士が今いろいろ協議しているみたいですよ。だから、その結果を見て、私はいいと思いますよ。まだ内容が全然わからななものの。

○加固豊治委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

それから、法的な立場の方々と、これ調停になっているのかな。和解調停か何かになっているの。

(調停について発言する者あり)

○小座野定信委員

調停中であれば、議会が参考人を呼んでやるというのは、越権行為とまでは言いませんが、まだ法に対する審判も、この議会の介入によっていささかおかしくなるんじゃないかということも考えられますので……

(調停について発言する者あり)

○加固豊治委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

今、調停のお話ありましたけれども、私の伺っているところでは、調停は一旦結果が出ております。その上で今回改めてお願いしておりますので、本来ならば、平成 25 年の請願のときは矢口龍人議員が紹介議員としてお務めになりましたので、その後実現に至らないということですので、ぜひとも皆さんに説明を求めるか否かを含めてご判断いただきまして、組合も求められれば、当然説明に出席させていただく予定でおりますので、よろしくお願いします。

○加固豊治委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

先ほど申し上げたとおり、やはり議長名で執行部に説明してくださいという意味の文書を発送してございます。だから執行部がまず、この請願側よりも、その前の議決に対して何でやらないんだよという説明も明らかに、やっぱり議会として聞いておくべきではないかなと思います。

○加固豊治委員長

お諮りいたします。

請願第 1 号の審査に当たりいろいろな意見がございましたが、請願者を参考人として出席を求めることについて、賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○加固豊治委員長

起立なしであります。

よって、請願第 1 号の審査に当たり、本委員会に請願者を参考人として出席を求めないことに決定いたしました。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

小座野委員。

○小座野定信委員

先ほどから何回も申し上げていますが、議長名で執行部に対する先ほどの請願の質問書ですね。この説明だけは口頭で、全員協議会の中でもいいですし、この議案審査特別委員会の中でもいいですが、そういう形は少しとっていただきたいと思います。経過ですね。

○加固豊治委員長

ただいま、小座野委員から言われましたことは、議会としても真摯に受けとめたい。結果に対しましては、請願そのものということで。

矢口委員。

○矢口龍人委員

組合側の、私は意見を言いたい。組合側が皆さんに聞いてもらいたいということがたくさんあると思いますよ。今までの経過をやっぱり説明したり。今、行政側と組合側が調停をしているというような状況の中で、当然、物が言いたいとは思っているんですけども、それをあんなにやらせないで、ただ単に前回の平成 25 年のいきさつの中で採択するべきだという一方的なやり方は、本当に民主主義なのかなと感じるところがありますので、経過の中でやはり判断していったほうがいいのではと思います。

ます。

○加固豊治委員長

それでは、平成 29 年度第 3 回定例会議案審査特別委員会は、お手元に配布しました審査予定表のとおり、9 月 12 日午前 10 時からこの全員協議会室で行いますので、よろしくお願いしたいと思います。

(審査予定表について発言する者あり)

○加固豊治委員長

川村委員。

○川村成二委員

先ほどから小座野委員が言われているように、経過説明はやるというのは、この表の一番下に書いておるとおり執行するんでしょうけれども、それは議案第 53 号の土木部の後に経過説明等を聞いて、実際に請願の審査は、その日の最後に行うというスケジュールでしょうか。それとも、請願の審査は経過報告を受けた後に、前倒しでやるのでしょうか。

○加固豊治委員長

ただいま川村委員からありましたように、最後にできればお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

宮嶋委員。

○宮嶋 謙副委員長

以前に請願が出て議会の決定は出ているわけですので、一事不再議の原則で審議すべきでないと思うんですよ。そもそもこの請願を受けること自体が間違っていると思うんですが、いかがでしょうか。

○加固豊治委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

その採択されたことが不履行だということで、請願に至っているわけでございますので、よろしくお願いいたします。

○加固豊治委員長

川村委員。

○川村成二委員

いわゆる問題点をやっぱり整理しなくてはいけないんですけども、今回の古橋議員が紹介者として出ている請願の内容を見ますと、以前決めた平成 25 年の請願第 7 号の執行をしてくださいという要請ですので、具体的に負債額等の負担金額を求めるとか、そういう内容ではないので、また、請願そのものを、請願は自由ですから、その請願の内容についても我々は自由に審議してもいいのではないのかなという思いでいますので……

(請願書について発言する者あり)

○川村成二委員

では、議会運営委員会だけですよね。そうすると、その細かな内容についてはわからないので、議会運営委員会として見ているので、そういう説明をさせていただいたんですけども、その辺で理解していただければなと思いますけれども。

○加固豊治委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

内容をこのあと紹介議員の古橋委員のほうが当然詳しいですが、私が理解している範囲でご説明すると、先ほどから何度も言っていますとおり、議会の決議に対して執行部はまだ何の処置もしてくれていないと、何とかしてくれという内容の請願です。

(請願書について発言する者あり)

○小座野定信委員

では、暫時休憩していただいて。委員長、どうでしょう。

○加固豊治委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時28分

○加固豊治委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加固豊治委員長

それでは、これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午前10時29分